

「農林水産物・食品の輸出統計細分の令和9年改正要望に向けた検討会」

開催要領

1 趣旨

2025年の農林水産物・食品の輸出額は、約1兆7,000億円となり、13年連続で過去最高を更新した。一方、今後、2030年5兆円目標を達成するためには、輸出拡大の抜本的なペースアップが不可欠である。

このような中、輸出政策立案の基礎となる貿易統計は、輸入と異なり輸出の統計細分は細かく設定されておらず、品目ごとの詳細な輸出実績を把握することができない。

農林水産物・食品の輸出拡大を抜本的にペースアップする輸出政策の検討に向けて、輸出実績を把握する必要がある品目を特定するとともに、当該品目の輸出統計コード新設の可能性を検討し令和9年の輸出統計品目表の改正要望の提出につなげるため、有識者からなる「農林水産物・食品の輸出統計細分の令和9年改正要望に向けた検討会」を開催し、検討を行う。

2 検討事項

検討会における検討内容は、以下のとおりとする。

- (1) 輸出実績を把握することの具体的なメリットは何か
- (2) 輸出実績を把握する必要がある品目
- (3) 当該品目の輸出統計コード新設の可能性

3 検討会の運営

- (1) 検討会は、農林水産省輸出・国際局長が招集する。
- (2) 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (3) 検討会には座長を置かず、事務局が司会を務める。
- (4) 諸事情により検討会の開催が困難な場合は、検討会の開催に代えて、持ち回りによる開催を妨げないものとする。
- (5) 委員の出席が困難な場合は、当該委員の指定する代理者が出席する。委員及びその代理者の出席が困難な場合は、予め書面により議題及び検討内容を通知し、それに対する意見を事務局が聴取する。

- (6) 検討会は、原則として非公開とする。
- (7) 検討会の資料及び議事概要は、農林水産省ホームページにおいて公表する。ただし、個別企業の経営に関する情報、委員が非公開を希望する内容等については、資料等の全て又は一部を非公表とする。開示範囲については、事務局が案を作成して、委員の承認を得るものとする。

4 その他

- (1) 検討会は、農林水産省輸出・国際局輸出企画課の協力のもと、国際経済課が運営する。
- (2) その他、検討会の運営に必要な事項は、事務局及び委員との協議の上で別途定めることができる。

(別紙)

2026年6月現在

「農林水産物・食品の輸出統計細分の令和9年改正要望に向けた検討会」
委員名簿（五十音順、敬称略）

尾本 薫 貿易・通関コンサルタント

川崎 宏 NAX JAPAN 株式会社 代表取締役社長執行役員

木村 祥吾 木村飲料株式会社 代表取締役

渡邊 克良 一般社団法人全国包装米飯協会 事務局